

事業者の方へ

個人住民税の給与天引き

特別徴収は事業者の義務です

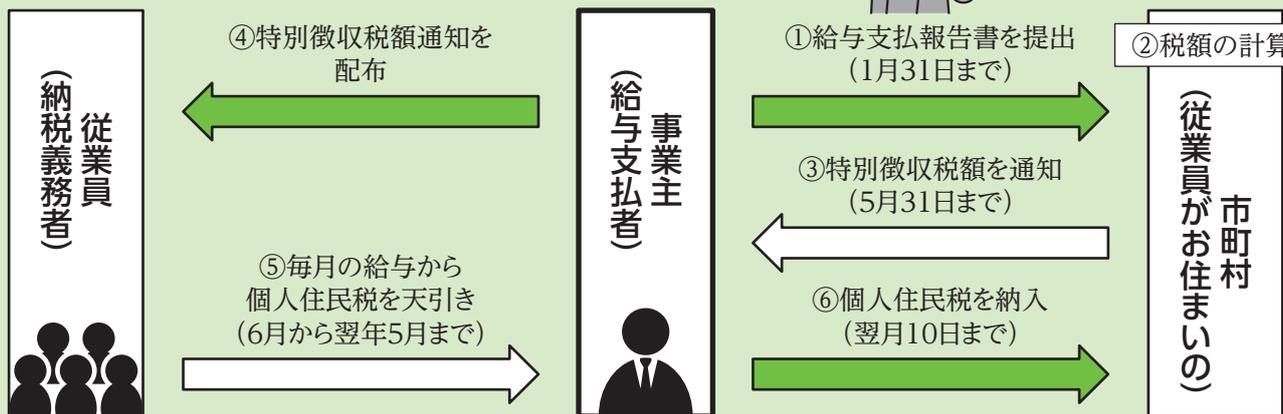


特別徴収とは

事業者(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。原則すべての従業員(パート、アルバイトなどを含む)が特別徴収の対象です。

特別徴収の仕組み



まだ特別徴収を行っていない事業者の方は、特別徴収への切替えをしてください。詳しくは、岐阜県ホームページをご覧ください。



個人住民税(特別徴収)の支払いは「地方税共通納税システム」が便利です

システムを使うことで、個人住民税の支払事務の負担を大幅に軽減することができます。

システムでできる4つのこと

1. 金融機関の窓口に出向くことなく、職場や自宅からパソコンで電子納付
2. 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」
3. 納付先の地方公共団体の指定金融機関でない金融機関からでも納付
4. 複数の地方公共団体に一括で納付

手数料
無料

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



圃税務課 ☎388-1112

ごみ・不用品でお困りのときは 笠松町許可業者

TO MAKE EVERYDAY BETTER

(株)高島衛生

岐南町平成6-110
TEL 058-248-0089
https://t-eisei.co.jp

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

ひらたクリニック

HIRATA CLINIC

内科・外科・肛門外科・脳神経外科

乳腺外科 マンモグラフィ・CT完備

TEL 058-387-3378 https://hiracl.com